

相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）

相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和５６年８月制定）の一部を次のように改正する。

第９条第１号中「１２８円」を「１４３円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和７年１０月１日から適用する。